

① 文(文章)で解答する設問の答案については、次のA項の加点要素の合計から次のB項・C項の減点要素の合計を引いた得点をその設問の得点とします。ただし最低点は0点としマイナスの得点はつけません。

A項

- a 以下の採点基準では、模範解答をいくつかの要素に分割し加点要素とします。答案中にその加点要素に相当する部分があれば、その加点要素に配点された得点を与えます。
- b ある加点要素は、その加点要素に配点された得点か0点で採点することを原則とします。たとえば5点配点された加点要素であれば5点か0点で採点することを原則とします。ただし、その加点要素中の部分点を認める場合もあります。その場合それぞれの採点基準の中に明記されています。
- c ある要素に加点するかどうか、他の要素と無関係に決まる場合と、他の要素との関係で決まる場合があります。前者の場合は、その要素を単独採点(独立採点)すると言いその旨必ず明記されています。後者の場合は、他の要素との関係について以下の採点基準で具体的に指示されています。

d 解答通りという条件がある場合はいかなる部分点も認めません。

B項

1

a 答案中に大きな誤読と判定される内容(語句)などがある場合は、その内容(語句)を減点要素として示されている場合もあります。

b 加点要素でも減点要素でもない部分もあります。その部分は加点も減点もしません。

C項 次に該当するものは、答案の形式上の不備として、一箇所につき1点の減点要素とします。

a 誤字。漢字などの文字の明らかな誤りは誤字とします。

b 脱字。

c 文末の句点の脱落。

*字数指定のない場合、句点の脱落は誤字とし1点の減点とします。

d その他不適切と判断せざるをえない箇所。

e 不適切な文末処理。設問の問い方に対応していない形で答案の文末を結んでいない場合は、適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備による減点要素とします。たとえば「：とはどういうことか?」という問いに体言で結んでいないものなどは適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備とします。また、理由が問われているのに、「から」「ので」などで結んでいないものなども適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備と見ます。

*ただし、「ことである」などの表現も「こと」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。また、「からである」などの表現も「から」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。また文末の表現を問わない場合もありますが、その場合はその都度明記されています。

②

日本語の表現として不適切なものは程度に応じて減点します。

③

次の各項に該当するものは、部分点の要素があっても、その設問の得点を0点とします。

a 答案が解答欄の欄外にはみ出しているもの。

b 一行の解答欄に二行以上書いた場合もその設問の得点を0点とします。

c 字数指定のある設問で、字数をオーバーしたもの。

d 答案の文章が最後まで完結していないもの。

④ 古文あるいは漢文の訳を記述する設問の場合も以上に準じますが、文末の句点や文末の処理あるいは答案の完結にこだわらなくともよい場合はその都度明記されています。#

第一問（評論）採点基準（合計点40点）

(一) 8点

(模範解答例)

A①○1点

A②○1点

モトヤマさんにとって、レシピエントの受け取った臓器は、

B○1点

息子に属し、

C○1点

X〈分析〓分けること〉○1点

息子を指し示すことができて、

D①○1点

D②○1点

Y〈総合〓まとめること〉

○1点部分と全体の関係にあると理解でき

ること。(8点)

【構造点】

・Xは、傍線部を説明すべく、話題の条件Aを、条件B、Cの〈因果関係〉なす〈矛盾〉しない二条件に

〈分析〓分けること〉として説明する構造への評価である。ここでは、Aの要素が一つ以上と、条件B、Cがそろっていれば、この構造の骨組みが成立しているとして1点加算。

X〈分析〓分けること〉 Aの要素+B+C ○1点

・Yは、条件B、Cを、条件Dに〈総合〓まとめること〉する構造への評価である。ここでは条件B、Cと、条件Dの要素が少なくとも一つあれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加算。

Y〈総合〓まとめること〉 B+C+Dの要素 ○1点

◎採点のポイント

採点ポイント

※A、B、C、Dは条件同士において、また条件A、D内の要素間においても、原則的に部分採点可能。
(6点満点)

※ただし、【構造点】X・Yは、右に示した要件を満たしている場合に限り加算する。(2点満点)

A 「モトヤマさんにとって、レシピエントの受け取った臓器は、」(2点) ※傍線部を説明するための、主体と話題(客体)の条件。

① 「モトヤマさんにとって、」の要素に1点。

× 「モトヤマさん」の成分が入っていなければ×0点。

× 「ドナー家族にとって」×0点。

- ② 「レシピエントの受け取った臓器（と息子の身体）は、」の要素に1点。
- 「レシピエントに移植された臓器と息子の身体は、」「移植された臓器は、」「受け取った後でも臓器と息子の身体は」も可。
- × 「移植された臓器」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

B 「息子に属し、」（1点）

※傍線部を説明すべく、Aを説明してゆく一方の条件。

- 「息子に帰属し、」「息子に由来するものであり、」「息子の一部であり、」など可。
- × 「息子に属する」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

C 「息子を指し示すことができ、」（1点）

※傍線部を説明すべく、Aを説明してゆく、Bとは〈矛盾〉しない他方の条件。

- 「息子の全体を表示するものであり、」「息子を思わせるものであり、」「息子の人格が刻印されており、」などでも可。
- × 「息子を指し示す」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

4

D 「部分と全体の関係にあると理解できること。」（2点）

※B、Cをまとめて結論づける条件。

- ① 「部分と全体の関係にあると」の要素に1点。
- 「部分と全体として関係づけられる」「部分と全体の関係を形作る」などでも可。
- × 「部分と全体の関係」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。
- ② 「理解できること。」「の要素に1点。
- 「分かること。」「認識できること。」「などでも可。
- × 「理解」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

【別解】

要素 a 1点

要素 b 3点

要素 c 4点

モトヤマさんは、臓器がレシピエントに移植され生着した後でも、その臓器を息子の人格が刻印された息子の一部として理解しているということ。

a 「モトヤマさんは、」（1点）

× 「モトヤマさん」の成分が入っていないならば×0点。

b 「臓器がレシピエントに移植され生着した後でも、」（3点）

① 「臓器が移植された」② 「後」のニュアンスの成分で①が2点、②が1点。

①は、臓器が別の身体に移ったことが全体として分かれば○。

②は、「移植されてからも」*and*、*after*のニュアンスが伝われば幅広い表現を許容。

c 「その臓器を息子の人格が刻印された息子の一部として理解しているということ」（4点）

と」の四成分でそれぞれ1点。

- ① 「移植された」臓器を」② 「息子の人格が刻印された」③ 「息子の一部として」④ 「理解している」と
- ①は、b要素からのつながりで「それを」などとしていても、臓器であることが分かれば○。#
- ②は、「息子を指し示す」「息子の全体を表示する」「息子を思わせる」など可。
- ③は、「息子に帰属し」「息子に由来する」など可。
- ④は、「分かること」「認識できると」と。など可。

(二) 8点

(模範解答例)

A ○1点

A② ○1点

Aから抽出された臓器は Aの属性を失い、

B ○1点

「生命活動全体の象徴」とされ、

C① ○1点

C② ○1点

X〈分析Ⅱ分けること〉 ○1点

AにもレシピエントBにも 等しく意味をもつため、

D ○1点

Y〈総合Ⅱまとめること〉 ○1点 二人は相同と判断されるから。

(8点)

【構造点】

6

・Xは、傍線部を説明すべく、初期条件とも言うべきAを、〈因果関係〉をなす〈矛盾〉しない二条件B、Cに〈分析Ⅱ分けること〉する構造への評価である。条件Aの要素が一つ以上、条件B、それに条件Cの要素が一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

X〈分析Ⅱ分けること〉 Aの要素+B+Cの要素 ○1点

・Yは、条件B、Cを、条件Dに〈総合Ⅱまとめること〉する構造への評価である。条件B、条件Cの要素が一つ以上、それに条件Dがあれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

Y〈総合Ⅱまとめること〉 B+Cの要素+D ○1点

◎採点のポイント

※ A、B、C、Dは条件同士で、また条件A、C内の要素間においても原則的に部分採点可能である。(6点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した要件を満たしている場合に限り1点加点する。(2点満点)

※ 「それ自体で有機的な機能をもつ個体と見なされた臓器は、提供者にとってもレシピエントにとっても等しく意味を持つ、生命の象徴として認識されるから。」という内容が書けていれば可

A 「Aから抽出された臓器はAの属性を失い、」(2点)

※ 傍線部を説明するための、話題提示の条件。

① 「Aから抽出された臓器は」の要素に1点。

○ 「Aから抽出した臓器は」「Aから取り出された臓器は」などでも可。

× 「Aから抽出された臓器」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。「移植された臓器」が「Aから(提供者から)」のものであるということが**全体**として分かれれば○

② 「Aの属性を失い、」の要素に1点。

○ 「Aという属性を失い、」「Aの身体という性質を失い、」などでも可。 × 「Aの属性の喪失」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

B 『生命活動全体の象徴』とされ、」(1点)

※傍線部を説明すべく、Aを説明してゆく一方の条件。

○ 「生命の象徴とされ、」『生命活動全体の象徴』となり、」などでも可。

× 「生命の象徴」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

C 「AにもレシピエントBにも等しく意味をもつため、」(2点)

※傍線部を説明すべく、Aを説明してゆく、Bとは〈矛盾〉しない他方の条件。

① 「AにもレシピエントBにも」の要素に1点。

○ 「AとレシピエントBの双方にとって」「AだけでなくレシピエントBにとっても」「提供者にとってもレシピエントにとっても」などでも可。

× 「A、レシピエントB双方」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「等しく意味をもつため、」の要素に1点。

○ 「等しい意味を持ったため、」「同等の意味をもつため、」などでも可。

× 「等しい意味」のニュアンスの成分が入ってなければ×0点。

D 「二人は相同と判断されるから。」(1点) ※B、Cをまとめて

結論づける条件。

○ 「二人は構造同一と判断されるから。」「二人の仕組みが同じと認められるから。」などでも可。

× 「二人は相同」のニュアンスの成分が入ってなければ×0点。

【別解】

要素 a 2点

要素 b 3点

それ自体で有機的な機能をもつ個体と見なされた臓器は、提供者にとってもレシピエント

要素 c 3点

にとっても等しく意味を持つ、生命の象徴として認識されるから。

a 「それ自体で有機的な機能を持つ個体とみなされた臓器は」(2点)

○ 「Aの属性を失った臓器は」など、それ自体で独立した一器官であるというニュアンスが伝われば○。

b 「提供者にとってもレシピエントにとっても等しく意味を持つ」(3点)

- ① 「AにもレシピエントBにも」の要素に1点。
- 「AとレシピエントBの双方にとって」「AだけでなくレシピエントBにとっても」「提供者にとっても」レシピエントにとっても」などでも可。
- × 「A、レシピエントB双方」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。 2 ② 「等しい意味をもつため、」の要素に2点。
- 「等しい意味を持つため、」「同等の意味をもつため、」などでも可。
- × 「等しい意味」のニュアンスの成分が入ってなければ×0点。
- c 「生命の象徴として認識されるから」（3点）
- ① 「生命の象徴として」の要素に2点。
- 「生命の象徴とされ、」「『生命活動全体の象徴』となり、」などでも可。
- × 「生命の象徴」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。
- ② 「認識されるから」の要素に1点。
- 「判断されるから」「認識されるから」など、幅広い表現を許容。

(模範解答例)

A①○1点 A②○1点

臓器を ドナーの一部と見るのは、 B①○1点

B②○1点

一部でも生き残って欲しい 家族の願いに叶うが、

C①○1点 C②○1点

逆に家族の心配を招き、レシピエントの生活に介入することにもなるから。

X〈分析〓分けること〉○1点 Y〈逆説〓矛盾を含むこと〉○1点 (8点)

【構造点】

・Xは、条件C内部を〈矛盾〉しない二要素C①、C②に〈分析〓分けること〉してゆく構造への評価である。C①とC②がそろっていればこの構造が成立しており1点加点。

X〈分析〓分けること〉 C①+C② ○1点

・Yは、傍線部の理由説明をすべく、条件Aを〈矛盾〉する二条件B、Cに引き裂いて説明してゆく、〈逆説〓矛盾を含むこと〉の構造への評価である。A、B、Cの要素がそれぞれ一つ以上そろっていれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

Y〈逆説〓矛盾を含むこと〉 Aの要素+Bの要素+Cの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士、また各条件内の要素間でも原則的に部分採点可能である。(6点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要件を満たしている場合に限り加点する。(2点満点)

A 「臓器をドナーの一部と見るのは(身体の)」、「(2点)

※ 傍線部の理由説明をするための、話題提示の条件。

① 「臓器を」の要素に1点。

× 「臓器」の成分が入っていなければ×0点。

② 「ドナーの一部と見るのは(身体の)」、「の要素に1点。

○ 「提供者の一部分とみなすのは」、「ドナーに属するものと見るのは」、「などでも可。

× 「ドナーの一部」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

B 「一部でも生き残って欲しい家族の願いに叶うが、」(2点)

※ 傍線部の理由説明をすべく、Aを説明してゆく一方の条件。

① 「一部でも生き残って欲しい」要素に1点。

○ 「一部だけでも生きていて欲しい」「一部だけでもいいから生き残って欲しい」などでも可。

× 「一部でも生きていて欲しい」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。「一部」という言葉がなくとも、「せめて臓器だけでも」といったニュアンスが全体として感じ取れれば○。

② 「家族の願いに叶うが、」の要素に1点。

○ 「家族の希望に沿うが、」「家族の思いに合致するが、」などでも可。

× 「家族の願いに叶う」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

C 「逆に家族の心配を招き、レシピエントの生活に介入することにもなるから。」(2点) ※傍線部の理由

説明をすべく、Aを説明してゆく、Bとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「逆に家族の心配を招き、」の要素に1点。

○ 「かえって家族を不安にさせ、」「実際には家族に辛い思いをさせ、」などでも可。

× 「家族の心配を招く」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

② 「レシピエントの生活に介入することにもなるから。」の要素に1点。

○ 「レシピエントの生活に干渉することにもなるから。」「レシピエントの生活をかき乱すことにもなるから。」などでも可。

【別解】

要素 a 2点

要素 b 3点

移植先の身体で生き続けてほしいというドナー家族の願いの表れでもあるが、同時に心配

要素 c 3点

の種ともなり続け、レシピエントの生活への介入も避けがなくなるから。

a 「移植先の身体で生き続けてほしいというドナー家族の願いの表れでもある」(2点)

① 「移植先の身体で生き続けてほしい」という要素に1点。

× 「レシピエントの身体で生きていて欲しい」など、生き続けて欲しいものが「臓器」であることが

分かる表現でなければ×0点。

② 「ドナー家族の願いの現れである」という要素に1点。

○ 「家族の希望に沿うが、」「家族の思いに合致するが、」などでも可。

× 「家族の願いに叶う」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

b 「同時に心配の種ともなり続け」(3点)

① 「同時に」の要素に1点。

○ 「かえって」「逆に」「実際には」など、「a要素に加えて」というニュアンスが伝われば可。

② 「心配の種」の要素に1点。

× 「心配」のニュアンスの成分がなければ×0点。

③ 「なり続ける」の要素に1点。

○ 「常に(心配の種である)」「ずっと(心配の種である)」など、恒常的にそのような状態であることがわかる表現であれば可。

c 「レシピエントの生活への介入も避け難くなるから」(3点)

① 「レシピエントの生活への介入」の要素に2点。

○ 「介入」は「干渉」「かき乱す」などでも可。

② 「避け難くなる」の要素に1点。

× 「そうせざるを得ない」というニュアンスの成分がなければ×0点。

(模範解答例)

A①〇1点 A②〇1点 A③〇1点

「いのちの贈与」は、移植臓器の「持ち主」が匿名化されることで、

B①〇1点 B②〇1点 B③〇1点

移植医療で臓器を「生命」や「愛」のメタファーで理解し易くするだけでなく、

X〈分析〓分けること〉〇1点

C①〇1点 C②〇1点 C③〇1点

ドナー家族にドナーの死と臓器提供を区別させて、身体の一部が生きているという

C④〇1点 Y〈分析〓分けること〉〇1点

彼らの心配を軽減する意味をもつ。(120字)

Z〈分析〓分けること〉〇1点 (13点)

【構造点】

・Xは、条件B内部で、B①を、〈因果関係〉をなす〈矛盾〉しない二要素B②、B③に〈分析〓分けること〉として説明してゆく構造への評価である。B①、B②、B③がそろっていれば、この構造は成立しており1点加点。

X〈分析〓分けること〉 B①+B②+B③ 〇1点

・Yは、条件C内部で、C①を、〈因果関係〉をなす〈矛盾〉しない二部分C②と〈C③+C④〉に〈分析〓分けること〉として説明してゆく構造への評価である。C①、C②、C③、C④のいずれか)がそろってれば、この構造の骨組みは成立しており1点加点。

Y〈分析〓分けること〉 C①+C②+〈C③〉、C④のいずれか) 〇1点

・Zは、傍線部を説明すべく、条件Aを〈not onlyP～but alsoQ〉の構文をなす〈矛盾〉しない二条件 B、Cに〈分析〓分けること〉として説明してゆく構造への評価である―〈not onlyP～but alsoQ〉の構文では結局〈PもQも〉の意となつて〈矛盾〉しない二条件に分けることになる―。A、B、Cの要素がそれぞれ一つ以上あればこの構造の骨組みは成立しているとみなして1点加点。

Z〈分析〓分けること〉 Aの要素+Bの要素+Cの要素 〇1点

◎採点ポイント

※ A、B、Cは条件同士、また各条件内の要素間でも原則的に部分採点可能である。(10点満点)

※ただし、【構造点】X・Y・Zは、先に示した要件を満たしている場合に限り加算する。
(3点満点)

A 『いのちの贈与』は、移植臓器の『持ち主』が匿名化されることで」(3点)
※傍線部を説明するための初期条件。

- ① 『いのちの贈与』は、「の要素に1点。
× 「いのちの贈与」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。
- ② 「移植臓器の『持ち主』が」の要素に1点。
○ 「臓器のかつての『持ち主』が」「ドナーが」などでも可。
× 「移植臓器の『持ち主』」のニュアンスの成分が入ってなければ×0点。
- ③ 「匿名化されることで」の要素に1点。
○ 「匿名とされることで」「個人名が消されることで」などでも可。
× 「匿名化」のニュアンスの成分が入ってなければ×0点。

B 「移植医療で臓器を『生命』や『愛』のメタファーで理解し易くするだけでなく、」(3点)
点)

※ Aを説明してゆへ、〈not onlyP～but alsoQ〉の構文の〈not onlyP〉の条件。

- ① 「移植医療で」の要素に1点。
× 「移植医療」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。
- ② 「臓器を「生命」や「愛」のメタファーで」の要素に1点。
○ 「臓器を『生命』や『愛』のメタファーとして」「臓器を「生命」や「愛」のメタファーによって」などでも可。
× 「臓器」「生命」や「愛」のメタファー」のニュアンスの二成分がそろっていないならば×0点。後者に關しては『生命』のメタファー」のように「生命」と「愛」のどちらかが入っていれば良い。
- ③ 「理解し易くするだけでなく、」の要素に1点。
○ 「聞こえをよくするだけでなく、」「受容されやすくするだけではなく、」などでも可。
× 「理解しやすくする」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

C 「ドナー家族にドナーの死と臓器提供を区別させて、身体の一部が生きているという彼らの心配を軽減する意味をもつ。」(4点)

※ Aを説明してゆへ、〈not onlyP～but alsoQ〉の構文の〈but alsoQ〉の条件。

- ① 「ドナー家族に」の要素に1点。
× 「ドナー家族」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。
- ② 「ドナーの死と臓器提供を区別させて、」の要素に1点。
○ 「ドナーの死と臓器提供を別物と理解させて、」「提供者の死と臓器提供を差別化させて、」などでも可。
× 「ドナーの死と臓器提供の区別」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。
- ③ 「身体の一部が生きているという彼らの心配を」の要素に1点。
○ 「身体の一部がいまも生きているという彼らの気苦労を」「体の一部がまだ生きているという彼らの気がかりを」などでも可。

- × 「身体の一部が生きているという彼ら（ドナー家族）の心配」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ④ 「軽減する意味をもつ。」の要素に1点。
- 「緩和する効果を持つ。」「減らす意味を持つ。」などでも可。
- × 「軽減する」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。③を否定するといったニュアンスがあれば○

【別解】

要素 a 3点

要素 b 3点

臓器を生命のメタファーで語る「いのちの贈与」という表現は、臓器を匿名化しメトニミ

要素 c 3点

要素 d 4点

ー的理解を阻止することでレシピエントの負い目を軽減すると同時に、ドナーの死とは切

14

り離された臓器提供による人助けという認識をドナー家族にもたらすという意味をもつ。

a 「臓器を生命のメタファーで語る「いのちの贈与」という表現は、」（3点）

① 「臓器を生命のメタファーで語る」という要素に2点。

○ 「臓器を『生命』や『愛』のメタファーとして」「臓器を「生命」や「愛」のメタファーによって「な

× 「臓器」「生命』や『愛』のメタファー」のニュアンスの二成分がそろっていないければ×0点。後者
 に関しては『生命』のメタファー」のように「生命」と「愛」のどちらかが入っていれば良い。

② 「いのちの贈与」という要素に1点。

× 「いのちの贈与」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

b 「臓器を匿名化しメトニミー的理解を阻止する」（3点）

① 「臓器を」の要素に1点。

○ 「臓器のかつての『持ち主』を」「ドナーを」などでも可。

② 「匿名化し」の要素に1点。

× 「匿名化」のニュアンスの成分が入ってなければ×0点。

③ 「メトニミー的理解を阻止する」の要素に1点。

× 「メトニミー的理解を阻止」のニュアンスの成分がなければ×0点。

c 「レシピエントの負い目を軽減する」（3点）

① 「レシピエントの負い目」の要素に2点。

○ 「負い目」は「負担」「辛い思い」など幅広い表現を許容。

× 「レシピエントの負い目」のニュアンスの成分がなければ×0点。

②「軽減する」の要素に1点。

○「緩和する」「減らす」などでも可。

×「軽減する」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。①を否定するといったニュアンスがあれば○。

d「ドナーの死とは切り離された臓器提供による人助けという認識をドナー家族にもたらすという意味をもつ」(4点)

①「ドナーの死とは切り離された臓器提供」という要素に1点。

○「ドナーの死と臓器提供を別物と理解させて」、「提供者の死と臓器提供を差別化させて」、「などでも可。

×「ドナーの死と臓器提供の区別」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

②「人助け」という要素に1点。

※臓器提供がどのような意味でドナーの死と切り離されたかということの説明。

×「命を助けた」というニュアンスの成分がなければ×0点。

15

③「(②という) 認識をドナー家族にもたらすという意味を持つ」の要素に2点。

※②が書いていなければ×ということではなく、何らかの認識がドナー家族にもたらされたという記述ができているか否かに焦点を当てている。

○「認識」は「理解」「考え」「こと」など、幅広い表現を許容。

×「認識」「ドナー家族にもたらす」のニュアンスの二成分がなければ×0点。

(五) 各1点 (合計3点)

a || 刻印 b || 尋 c || 昇華

(1 × 3 = 3)

（一）文科ア・理科ア 傍線部を現代語訳せよ。 【3点】

〔傍線部〕 A 1 いかなる有様をしても B 2 具足し参らせん

〔解答例〕 A 1 どのような姿をしても B 2 お連れ申し上げよう

〔ポイント〕

A 【1点】 いかなる有様をしても ・ どのような姿をしても ※「をしても」は「でも・であっても」等でもよしとする。

※「姿」は「有様・様子」でもよしとする。「有様」を訳していないもの、「事態・状況」や「容貌・容姿」は×。

B 【2点】 具足し参らせん ・ お連れ申し上げよう

※「連れる・連れて行く・一緒に行く」の意＋意志（～しよう・～したい）で 【1点】。

※右の内容がある上で、謙譲の意（お～する・～申し上げる等）もあれば 【2点】。

（二）文科イ・理科イ 傍線部を現代語訳せよ。 【3点】

〔傍線部〕 A 2 何故に B 1 迎ひを給はる（A） べき

〔解答例〕 A 2 どうして B 1 迎えなどくださる（A） はずがあらうか。

〔ポイント〕

A 【2点】 何故に ～ べき ・ どうして ～ はずがあらうか。

※Bが0点の場合は得点できない。（ただし、誤字等で0点になっている場合は除く）

※反語でなくてはならないが、解答例のように反語であることが分かる訳になれば、「～か、いや、～ない」となっていないなくてもよい。

※「どうして」は「なぜ」でもよい。「どのようにして・どうやって」等は×。

B 【1点】 迎ひを給はる ・ 迎えなどくださる

※「くださる」は「お与えになる・お寄こしになる」（尊敬を含む）等でもよい。

また、謙譲語として「いただく」と訳していてもよしとする。

※敬意がない「迎えをくれる・迎えを送る・迎えを寄こす」等は×。

（二）文科オ・理科エ 傍線部を現代語訳せよ。 【3点】

〔傍線部〕 A 2 我いかにもなり B 1 なば、

〔解答例〕 A 2 私が死んで B 1 しまったならば、

〔ポイント〕

A 【2点】 我いかにもなり ・ 私が死んで

※「私が死ぬ」の意があればよい。

※「死ぬ」の意がない「どうにかなる・どうなる」等は×。

B 【1点】 なば、 ・ しまったならば、

※Aが0点の場合は得点できない。（ただし、誤字等で0点になっている場合は除く）

※完了（～した・～してしまった）＋仮定（～ならば）で 【1点】。

文科(二)・文科のみ 傍線部「…」とあるが、北の方は義経のどのような態度に心変わりを感じたのか、説明せよ。 【5点】

〔傍線部〕 何時しか変はる心のうらめしさよ

〔解答例〕 A 2かつては遠国まで連れて行ったのに、B 3奥州へは連れて行こうとしない態度。

〔ポイント〕

A 【2点】 かつては遠国まで連れて行ったのに、

※Bが0点の場合は得点できない。(ただし、誤字等で0点になっている場合は除く)

※「かつて」は「以前は・昔は」等でもよい。

※「遠国まで」は「どこまでも・どこでも」等でもよく、「西国・四国西国・四国」でもよい。

B 【3点】 奥州へは連れて行こうとしない態度。

※「奥州へ」がない「連れて行こうとしない態度・置いていこうとする態度」等は【1点】。

※「連れて行く」に相当する表現がない「奥州へ行かせない態度」は【2点】。

右の状態で「奥州へ」がない「行かせない態度」は×。

※「連れて行かない」の対象の「北の方を」、「態度」の主体の「義経の」、「態度」の形容の「酔たい・つれな
い」等の有無は不問。ただし、連れていけない対象や態度の主体・形容等を間違えている場合はその都度1点
減点。

文科(三)・理科(二) 傍線部「…」とあるが、この「憂き言の葉」の内容を簡潔に説明せよ。 【5点】

〔傍線部〕 憂き言の葉にかかりぬる

〔解答例〕 A 1奥州下向に同行はしないが、B 2生きのびられたら迎えを送るのでC 2気長に待て。

〔ポイント〕

A 【1点】 奥州下向に同行はしないが、

※「奥州へ連れて行かない」という内容があればよい。

B 【2点】 生きのびられたら迎えを送るので

※「迎えをやる・迎えを寄こす・迎えが来る」という内容があれば【1点】。

※右の内容がある上で、「生きのびられたら・生き長らえたら・生きていたら」という内容があれば【2点】。

C 【2点】 気長に待て。

※「待て」という内容があれば【1点】。

※右の内容がある上で、「気長に・のんびりと」という内容があれば【2点】。

文科(四) 文科のみ 傍線部「…」とあるが、北の方は、どういふことを言いたいのか、説明せよ。 【5点】

〔傍線部〕 我はそれには似るべからず

〔解答例〕 A 2歌舞の才のある静と違い、B 3自分は捕まれば殺されるだろうということ。

〔ポイント〕

A 【2点】 歌舞の才のある静と違い、

※「自分には歌舞の才がない」という内容が読み取れば【1点】。

※右の内容がある上で、「静と違い・静とのようにない」等、静と比較する内容があれば【2点】。

B【3点】自分は捕まれば殺されるだろうということ。

※「殺される」の意があれば【1点】。

※「殺される」の意がある上で「自分は」の意があれば【2点】。「自分は」は解答全体から読み取ればよい（Aにあってもよい）。

「殺される」の意がある上で「捕まれば」の意があれば【2点】。

「殺される」の意がある上で「自分は」の意と「捕まれば」の意があれば【3点】。

文科（五）・理科（三） 傍線部の和歌の大意をわかりやすく説明せよ。 【6点】

〔傍線部〕 A 1つらからば B 2我も心の変はれかしなど憂き人の恋しかるらん

〔解答例〕 A 1つらいなら B 2嫌いになればよいのに、 C 3つれない義経がなぜか恋しい。

〔ポイント〕

A【1点】つらいなら

※「つらいなら・苦しいなら」等、または「つらいのに・苦しいのに」等の内容があれば【1点】。

B【2点】嫌いになればよいのに、

※「嫌いになればよいのに・心変わりしてもおかしくないのに」という内容が読み取れば【2点】。

C【3点】つれない義経がなぜか恋しい。

※「恋しい」の意があれば【1点】。

※「恋しい」の意がある上で、その対象が「義経」であることが明らかになっていれば【2点】。「義経」の意は解答全体から読み取ればよい。

「恋しい」の意がある上で、「つれない・冷淡」等の意があれば【2点】。

「恋しい」の意がある上で、その対象が「義経」であることが明らかになっており、「つれない・冷淡」等の意があれば【3点】。

※「なぜか」の意の有無は不問

(一)

a 1 b 1

a 元気な若者(2点)

a 「健」の意味…… 1点
・元気な・丈夫な・健康な・雄健な・頑健な・壮健な・健全な など○

b 「少」の意味…… 1点

・若者・青年 など○
・少年・青少年・子供 など× マイナス1点

a 1 b 1

b もとの夫(2点)

a 「故」の意味…… 1点

・もとの・前の・昔の など○
・亡くなった・今は亡き・古い など× マイナス1点

b 「夫子」の意味…… 1点

・夫・つれあい など○
・先生・夫の子(供) など× マイナス1点

c 返事(の手紙)(2点)

・返事・返事の手紙(書簡・書状)・返信 など○

※「返事」の要素がない「手紙・書簡」などは△ マイナス1点

※「知らせ」「報告」「書物」などは× マイナス2点

(二)

a 2

自分が生還できなかったら

b 3 c 2 d

家に縛られず 再婚してくれということ。(7点)

※「現代語訳」ではないので、内容的には合っても次のようになっていいるものは△。
1点のみ与える。

・どうして他の家の娘を引きとめられようか。
・どうして自分の妻にし続けておけようか。

a 「自分が生還できなかったら」のような要素…… 2点

・自分が生きて帰らなかったら・自分が死んだら・生きて帰れないかもしれないから・自分のことは忘れて・自分のことはもうあきらめて・自分はどうなるかわからないから など○

b 傍線部そのものの趣旨…… 3点

・家に縛られず・家にとどまっていなくて・家に縛られなくていいから・嫁のつとめなど気にせず など○

c 「善く新姑嬢に事へ」の要素…… 2点

- ・再婚してくれ・他の人と結婚してくれ・他家に嫁いでもよいなど○
- ・新しい義父母に仕えよ・自由の身になってくれなどは△マイナス1点
- ・他人の子を身ごもつてもとがめない……×マイナス2点

d 文末の「〜ということ」の有無は不問とする。

(三) 文科のみ

e 男 f 女

※両方完答で……(3点)

(四) 文科のみ

a 1 b 4 c 2 d

男は皆、辺境の戦地に駆り出されて死ぬことになるだけだから。(7点)

a □に「男」が入った上での要素…… 1点

※ここを間違っていたら全体× 0点

- ・男は皆・男はだれも・男を生んでも・男を育てても・男はどうせなど○
- 男はも許容。

b 「禍難の中」「長城の下」の言っていること…… 4点

※bの要素がないものは、a・cがあっても、当たり前なので全体× 0点

- ・辺境の戦地に駆り出されて・戦場に行かされて・戦争に徴兵されて(徴兵されてだけは△2点)・辺境での危険にさらされて・兵として長城のほとりに行かされなど○

※兵役や労役のために危険な辺地に行かされる、ということが言えているかどうか。

・「(兵として) 駆り出される」要素 2点

・「辺境に(やられる)」要素 2点

c 「死人骸骨相ひ撐拄」の要素…… 2点

・死ぬことになる(だけだ) から・結局死ぬだけだから など○

※「殺されるから」は△マイナス1点

※「骸骨になるだけだから」は△マイナス1点

d 文末の「〜から」「〜ので」の有無は不問とする。

※「男は結局死んでしまうから」・「男は生きることが難しいから」などは× 0点

(五) 理科は(三)

a 2 b 2

妻の心は夫とともにあり

c 3 d

自分だけ身を全うすることはできない気持ち。(7点)

a 「誰の」…… 2点

※ここが「妻の」になっていないものは全体×0点

※「兵士の妻の」「故郷にいる妻の」なども○

b 直前の三句の表れた夫への思い……2点

・心は夫とともにあり・夫のことを思い・辛い思いをしている夫を思うと・辺境で苦しむ夫を見捨てて・夫の思いやりに甘えて など○

c 傍線部そのものの要素……3点

・自分だけ身を全うすることはできない・自分だけ安全に生きることはできない・自分一人が勝手に幸せにはなれない など○

・再婚するわけにはいかない・他の男に嫁ぐことはできない・家を捨てることはできない・あなた（夫）を見捨てることはできない などでも○とする。

・健全に過ごしていたい・どうしていいか全くわからない など× マイナス3点

d 文末が「〜気持ち」でなく「〜ので」「〜から」と理由説明になっているものは△ マイナス1点。「〜ということ」は○とする。

第四問 現代文（随筆） 採点基準

(一) 6点

(模範解答例)

A ○ 1点

現代詩人が、

B ○ 1点

今見て、感じ考えるべきことを表現するために、

C ○ 1点

X 〈分析〓分けること〉 ○ 1点

昔のニホン語ではなく、記号としてのコトバを使って、

D ○ 1点

Y 〈総合〓まとめること〉 ○ 1点

音を壊してしまっていること。(6点)

【構造点】

・ Xは、傍線部を説明すべく、「主体」の条件Aの行為を、目的と手段にある（因果関係）〈矛盾〉しない二条件B、Cに〈分析〓分けること〉として説明する構造への評価である。ここでは条件A、B、Cがそろっていれば、この構造が成立しているとして1点加算。
点加算。

X 〈分析〓分けること〉 A + B + C ○ 1点

・ Yは、条件B、Cを、条件Dに〈総合〓まとめること〉する構造への評価である。ここでは条件B、C、Dがそろっていれば、この構造が成立しているとして1点加算。

Y 〈総合〓まとめること〉 B + C + D ○ 1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、C、Dは条件間において、原則的に部分採点可能である。(4点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した要件を満たしている場合に限り加算する。(2点)

※ 「五七調や七五調等の音のつながりに執着していない」という部分を書いても可。

A 「現代詩人が、」(1点)

※ 傍線部を説明するための「主体」明示の条件。

× 「現代詩人(現代詩)」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

B 「今見て、感じ考えるべきことを表現するために、」(1点)

※ 傍線部を説明するための、Aの行為を説明する「目的」の条件。

○ 「今どうしても見て、感じて考えていかなければならないことを表すために、」「現前する世界について感じ考えることを表現すべく、」などでも可。

× 「今見、感じ、考えるべきことを表現する」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

C 「昔のニホン語ではなく、記号としてのコトバを使って、」(1点) ※ 傍線部を説明するための、Aの行為を説明する「手段」の条件。

○ 「昔のコトバではなく、記号であるコトバによって、」「昔ながらのコトバではなく、記号と化したコトバを用いて、」などでも可。

× 「昔のニホン語の否定」「記号としてコトバの使用」のニュアンスの二成分がそろっていないなければ×0点。

D 「音を壊してしまったていること。」「(1点)

※ B、Cをまとめて結論づける条件。

○ 「五七や七五調などをこわしてしまっていること。」「昔ながらの音を破壊してしまっていること。」「などでも可。

× 「昔ながらの」音の破壊」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

【別解】

要素 a 1点

要素 b 2点

〈現代詩〉の書き手は、五七調や七五調といった日本語の伝統的な音のつながりに執着せず、

要素 c 3点

それを意識的に避けたり意識すらしなかったりしているということ。

a 「現代詩」の書き手は、」(1点)

※ 傍線部を説明するための「主体」明示の条件。

× 「現代詩人(現代詩)」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

- b 「五七調や七五調といった日本語の伝統的な音のつながりに執着せず、」(2点)
- △ 「伝統的」のニュアンスの成分が無い場合1点減点。(単に「ニホン語」などとしている場合も1点減点)
- 「執着せず」は「目の敵にされ」など多様な表現を許容。
- c 「それを意識的に避けたり意識すらしなかったりしているということ」(3点)
「避ける」「そもそも頭に無い」のニュアンスの二成分が揃って3点満点。どちらか片方しかない場合2点減点。

(二) 4点

(模範解答例)

A ○1点

詩のコトバは、

B ○1点

話しことばの持つ、意味が音と共に内部を流れゆく快樂と、

C ○1点

何かを名づけて、この世界に登場させる、発見の喜びを与えるべきものだから。

X (分析Ⅱ分けること) ○1点 (4点)

25

【構造点】

・Xは、傍線部の理由説明をすべく、Aを、〈矛盾〉しない二条件B、Cに〈分析Ⅱ分けること〉として説明する構造への評価である。ここでは、条件A、B、Cがそろっていれば、この構造が成立していると見て1点加算。

X (分析Ⅱ分けること) A + B + C ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件間において、原則的に部分採点可能である。(3点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要件を満たしている場合に限り加算する。(1点)

A 「詩のコトバは、」(1点)

※ 傍線部の理由説明をするための、話題呈示の条件。

× 「詩のコトバ」のニュアンス成分が入っていなければ×0点。

B 「話しことばの持つ、意味が音と共に内部を流れゆく快樂と、」(1点) ※ 傍線部の理由説明をするための、Aを説明してゆく一方の条件。

○ 「話しことばの質である、意味が音とともに内部を滑ってゆく快樂と、」「話しことばと同様に頭の思考と感覚のメカニズムがここちよく滑っていく快樂と」などでも可。

× 「話しことば」「意味が音と共に内部を流れゆく快樂」のニュアンスの二成分がそろっていないければ×0点。

C 「何かを名づけて、この世界に登場させる、発見の喜びを与えるべきものだから。」(1点)

※傍線部の理由説明をするための、Bとは〈矛盾〉しない他方の条件。

○ 「何かを命名し、この世界に誕生させる、発見の喜びを含むものだから。」「何かに名を与えて、この世界に生み出すという発見の喜びをあらわすものだから。」などでも可。

× 「何かを命名して登場させる発見」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。「発見」がポジティブなものであることが全体として分かれれば、「喜び」の語は無くても良い。

【別解】

要素 a 1点

要素 b 1点

要素 c 2点

たとえ韻律をもたない詩であったとしても、それが詩である以上、そのコトバは、コトバによってはじめてこの世界に登場する何かの発見であるはずだから。

26

a 「たとえ韻律をもたない詩であったとしても、」(1点)

× 「詩が詠まれるものではない」というニュアンスの成分がなければ×0点。

b 「それが詩である以上、」(1点)

× 「どんな形であれ詩は詩である」というニュアンスの成分がなければ×0点。

c 「そのコトバは、コトバによってはじめてこの世界に登場する何かの発見であるはず だから」(2点)

△ 「コトバがこの世界に何かを登場させる」「コトバは発見である」というニュアンスの二成分がそろって2点。片方だけの場合は1点減点。

(三) 5点

(模範解答例)

A ○ 1点

詩のコトバは、

B ○ 1点

ニホン語のはじめであるヤマトコトバへの保守性と、

C ○ 1点

時代を先取りするアヴァン・ガルドを併せ持ち、

D ○ 1点

X 〈弁証法Ⅱ創造すること〉 ○ 1点

新しいコトバを産み出しうるから。(5点)

27

【構造点】

・ Xは、傍線部の理由説明をすべく、Aが内包する、B、Cの二契機(要因)の〈矛盾〉を〈止揚〉してDに到達して行く構造を取る、〈弁証法Ⅱ創造すること〉への評価である。ここではB、C、Dの三条件がそろっていれば、この構造は成立しているとみて1点加点。

X 〈弁証法Ⅱ創造すること〉 B + C + D ○ 1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、C、Dは条件間において、原則的に部分採点可能である。(4点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要件を満たしている場合に限り加点する。(1点)

A 「詩のコトバは、」(1点)

※ 傍線部を説明するための場の設定の条件。

× 「詩のコトバ」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

B 「ニホン語のはじめであるヤマトコトバへの保守性と、」(1点)

※ 傍線部を説明するための、Aが抱える〈弁証法〉の〈矛盾〉する一方の契機(要因)。

○ 「原ニホン語であるヤマトコトバに対する保守性と、」「始まりのニホン語であるヤマトコトバへの保守性と、」などでも可。

× 「ニホン語の初めであるヤマトコトバへの保守性」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。
「ニホン語の初めルーツに対する保守性」というニュアンスが必須であり、「ヤマトコトバ」という単語はなくても良い。

C 「時代を先取りするアヴァン・ガルドを併せ持ち、」(1点)

※傍線部を説明するための、Aが抱える〈弁証法〉の〈矛盾〉する他方の契機(要因)。

○ 「時代の先端を行くアヴァン・ガルドを併存させ、」時代に先行する前衛とを併せ持ち、」などでも可。

× 「時代を先取りするアヴァン・ガルド」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

D 「新しいコトバを産み出しうるから。」(1点)

※傍線部を説明するための、Aが抱える〈弁証法〉において、B、Cの〈矛盾〉を〈止揚〉して到達される地平の条件。

○ 「新しいコトバを創造しうるから。」「新たなコトバを誕生させうるから。」などでも可。

× 「新しいコトバの創造」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

28

【別解】

要素a 1点

要素b 1点

要素c 2点

詩がコトバにもつ態度には、その言語のルーツに対する保守性と、一方で時代を先取りす

要素d 1点

るコトバであるゆえの前衛性との両方がつねにあるから。

a 「詩がコトバをもつ態度には、」(1点)

× 「詩のコトバ」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

b 「その言語のルーツに対する保守性と、」(1点)

× 「ニホン語の初めであるヤマトコトバへの保守性」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。「ニホン語の初めルーツに対する保守性」というニュアンスが必須であり、「ヤマトコトバ」という単語はなくても良い。日本語ではない言語一般に普遍化しているものは不可。

c 「一方で時代を先取りするコトバである前衛性」(2点)

× 「時代を先取りする」「前衛性」というニュアンスの二成分がそろって2点。片方のみの場合は1点減点。

d 「両方がつねにあるから」(1点)

× 「b と c の両方」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。b と c が得点できていなくても、b も c もしきものと c もしきものの共存が指摘できていれば良い。

(模範解答例)

A ○ 1点

室生犀星が、

B ○ 1点

記号としてのコトバを使わず、

C ○ 1点

音が意味へ、意味が音へ向かうコトバの仕組みを熟知して使い、詩が産み出すコトバの

X 〈弁証法Ⅱ創造すること〉 ○ 1点

観念性を信じていたこと。

Y 〈分析Ⅱ分けること〉 ○ 1点 (5点)

【構造点】

・ Xは、条件C内部で、〈音が意味へ〉、〈意味が音へ向かうコトバの仕組みを熟知して使い〉、〈詩が産み出すコトバ観念性をしんじていたこと〉が、前二成分(契機Ⅱ要因)の〈矛盾〉を〈止揚〉して第三成分に至る仕組みで形成する(〈弁証法Ⅱ創造すること〉の構造への評価である。ここではこれら三成分がそろっていれば、言い換えれば条件Cが内容的に○ならば、この構造も形成されているとして1点加点。

X 〈弁証法Ⅱ創造すること〉 C ○ 1点

・ Yは、傍線部を説明すべく、Aの行為を、〈notP〜butQ〉の構文を構成する〈矛盾〉しない二条件B、

Cに〈分析Ⅱ分けること〉として説明して行く構造への評価である―〈notP〜butQ〉の構文は、例えば〈男じゃないよ、女だよ〉のように〈否定 (not)〉否定の成分が入ることにより、〈男じゃない〉≠〈女〉となって〈矛盾〉しない二成分に分ける構造を作る―。ここでは、条件A、B、Cがそろっていれば、この構造が成立しているとみて1点加点。

Y 〈分析Ⅱ分けること〉 A + B + C ○ 1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件間において、部分採点可能である。(3点満点)

※ ただし、【構造点】 Xは、右に示した要件を満たしている場合に限り加点する。(1点)

A 「室生犀星が、」（1点）

※ 傍線部を説明するための主体明示の条件。

× 「室生犀星」の成分が入っていないければ×0点。

B 「記号としてのコトバを使わず、」（1点）

※ 傍線部を説明すべく、Aの行為を〈notP～butQ〉の構文で説明するための〈notP〉の条件。

○ 「記号でしかないコトバを使わず、」記号と化したコトバを使用せず、」などでも可

× 「記号としてのコトバの使用の否定」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

C 「音が意味へ、意味が音へ向かうコトバの仕組みを熟知して使い、詩が産み出すコト

バの観念性を信じていたこと。」（1点）

31

※ 傍線部を説明すべく、Aの行為を〈notP～butQ〉の構文で説明するための〈butQ〉の条件。

○ 「音が意味へ、意味が音へ向かうコトバのメカニズムを精通しており、そのうえで詩が創造するコトバの観念性を信じていたこと。」音と意味がぶつかり合うコトバのダイナミズム熟練の技で使いこなし、そのようにして詩が産出するコトバの観念性を信じてもいたこと。」などでも可。

× 「音と意味の衝突のメカニズムの熟知に基づく使用」「創造されたコトバの観念性への確信」のニュアンスの二成分がそろっていないければ×0点。「音と意味の双方向性」のニュアンスが感じられないもの（「意味が音へ向かう」しかなく、「音が意味へ向かう」が書かれていない場合など）は×0点。後者は「創造された新しいコトバを用いる」など、「創造されたコトバ」をポジティブに捉えていることが分かれば可。

【別解】

要素 a 1点 要素 b 2点

室生犀星は、音と意味とが自然に結びついたなじみのあるニホン語を使って、なじみのな

要素 c 1点 要素 d 1点

い斬新なコトバを作り出した前衛詩人であったということ。

a 「室生犀星は、」（1点）

× 「室生犀星」の成分が入っていないければ×0点。

b 「音と意味とが自然に結び付いたなじみのあるニホン語を使って、」（2点）

△ 「音と意味とが自然に結び付いた」「なじみのあるニホン語」のニュアンスの二成分がそろって2点。どちらかが欠けた場合1点減点。前者は、「音と意味の双方向性」のニュアンスが感じられないもの（「意味が音へ

向かう」しもなく、「音が意味へ向かう」が書かれていない場合などは×。「なじみのあるニホン語」は、「母国語であるニホン語」なども認める。

c 「なじみのない斬新なコトバを作り出した」(1点)

× 「新しいコトバを創り出した」というニュアンスの成分がなければ×0点。

d 「前衛詩人であったということ」(1点)

× 「前衛詩人」のニュアンスの成分がなければ×0点。